

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	令和3年12月10日
【事業年度】	第15期中（自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日） （注）ジャフコ・スーパーV3 - A号投資事業有限責任組合、ジャフコ・スーパーV3 - B号投資事業有限責任組合及びジャフコ・スーパーV3 - P号投資事業有限責任組合の中間会計期間は（自 令和3年1月1日 至 令和3年6月30日）
【発行者名】	ジャフコ グループ株式会社 （注）本半期報告書の対象とする特定有限証券はジャフコ・スーパーV3 - A号投資事業有限責任組合に係る内国有限証券投資事業権利等、ジャフコ・スーパーV3 - B号投資事業有限責任組合に係る内国有限証券投資事業権利等及びジャフコ・スーパーV3 - P号投資事業有限責任組合に係る内国有限証券投資事業権利等
【代表者の役職氏名】	取締役社長 豊貴 伸一
【主たる事務所の所在の場所】	東京都港区虎ノ門一丁目23番1号
【事務連絡者氏名】	ジャフコ グループ株式会社 ファンドアドミニストレーショングループ 柿田 理佳
【電話番号】	050（3734）0008
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【組合等の概況】

(1)【主要な経営指標等の推移】

ジャフコ・スーパーV3 - A号投資事業有限責任組合（以下、「SV3 - A」）

回次	第13期中	第14期中	第15期中	第13期	第14期
決算年月	令和元年6月	令和2年6月	令和3年6月	令和元年12月	令和2年12月
営業収益（売上高）（千円）	472,463	-	3,829,066	725,492	-
経常利益又は経常損失（ ）（千円）	254,019	64,104	2,969,748	474,676	69,355
中間（当期）純利益又は中間（当期）純損失（ ）（千円）	254,019	64,104	2,969,748	474,676	69,355
出資持分総額（千円）	24,700,000	24,700,000	24,700,000	24,700,000	24,700,000
発行済出資持分の総数（口）	247	247	247	247	247
純資産額（千円）	656,571	172,524	231,973	465,656	310,688
総資産額（千円）	1,115,948	296,844	293,891	642,489	435,331
1口当たり純資産額（注2）（円）	2,658,186	698,481	939,163	1,885,250	1,257,850
1口当たり中間（当期）純利益又は中間（当期）純損失（円）（注2）	1,028,420	259,532	12,023,273	1,921,768	280,792
分配総額（千円）	-	316,160	2,964,000	387,790	316,160
1口当たり分配金額（注2）（円）	-	1,280,000	12,000,000	1,570,000	1,280,000
自己資本比率（注3）（%）	58.8	58.1	78.9	72.5	71.4
自己資本利益率（注4）（%）	48.5	20.1	1,094.5	110.9	17.9

ジャフコ・スーパーV3 - B号投資事業有限責任組合（以下、「SV3 - B」）

回次	第13期中	第14期中	第15期中	第13期	第14期
決算年月	令和元年6月	令和2年6月	令和3年6月	令和元年12月	令和2年12月
営業収益（売上高）（千円）	1,166,813	-	9,456,398	1,791,701	-
経常利益又は経常損失（ ）（千円）	628,048	157,787	7,334,633	1,173,520	170,399
中間（当期）純利益又は中間（当期）純損失（ ）（千円）	628,048	157,787	7,334,633	1,173,520	170,399
出資持分総額（注5）（千円）	61,000,000	61,000,000	61,000,000	61,000,000	61,000,000
発行済出資持分の総数（口）	610	610	610	610	610
純資産額（千円）	1,638,532	438,069	585,679	1,167,571	779,641
総資産額（千円）	2,764,667	735,367	737,883	1,595,410	1,077,388
1口当たり純資産額（注2）（円）	2,686,119	718,147	960,130	1,914,052	1,278,100
1口当たり中間（当期）純利益又は中間（当期）純損失（円）（注2）	1,029,588	258,668	12,023,989	1,923,805	279,343
分配総額（千円）	-	786,900	7,320,000	957,700	786,900
1口当たり分配金額（注2）（円）	-	1,290,000	12,000,000	1,570,000	1,290,000
自己資本比率（注3）（%）	59.3	59.6	79.4	73.2	72.4
自己資本利益率（注4）（%）	48.0	19.7	1,074.4	109.3	17.5

ジャフコ・スーパーV3 - P号投資事業有限責任組合（以下、「SV3 - P」）

回次	第13期中	第14期中	第15期中	第13期	第14期
決算年月	令和元年6月	令和2年6月	令和3年6月	令和元年12月	令和2年12月
営業収益（売上高）（千円）	527,935	-	4,278,632	810,671	-
経常利益又は経常損失（ ）（千円）	283,936	71,587	3,318,456	531,476	77,426
中間（当期）純利益又は中間（当期）純損失（ ）（千円）	283,936	71,587	3,318,456	531,476	77,426
出資持分総額（注5）（千円）	27,600,000	27,600,000	27,600,000	27,600,000	27,600,000
発行済出資持分の総数（口）	276	276	276	276	276
純資産額（千円）	747,347	209,013	275,503	534,948	363,428
総資産額（千円）	1,244,752	333,048	344,636	716,852	487,796
1口当たり純資産額（注2）（円）	2,707,782	757,296	998,203	1,938,219	1,316,768
1口当たり中間（当期）純利益又は中間（当期）純損失（ ）（注2）（円）	1,028,754	259,374	12,023,394	1,925,639	280,531
分配総額（千円）	-	351,709	3,312,000	433,365	351,709
1口当たり分配金額（注2）（円）	-	1,274,311	12,000,000	1,570,164	1,274,311
自己資本比率（注3）（%）	60.0	62.8	79.9	74.6	74.5
自己資本利益率（注4）（%）	47.4	19.2	1,038.8	107.9	17.2

（注1）記載した数値は、特に記載のない限りいずれも記載未満の桁数を切り捨てにより表示しております。

（注2）1口当たり金額は、円未満の端数を四捨五入して計算しております。

（注3）自己資本比率 = 期末純資産額 / 期末総資産額（小数点第2位四捨五入）

（注4）自己資本利益率 = 中間（当期）純利益（又は中間（当期）純損失） / 期中平均純資産額（期首期末の純資産額の平均）（小数点第2位四捨五入）

（注5）SV3 - B及びSV3 - Pは分割払込方式を採用しており、出資持分総額は、総出資履行金額（各組合員により組合契約に基づいて出資の履行として確実に払い込まれた金額の総計）を記載しております。

（2）【組合等の出資総額】

本半期報告書提出日現在における組合等の出資総額等

< SV3 - A >

組合等の出資総額	24,700,000,000円
組合等が発行する出資持分の総数	247口
発行済出資持分の総数	247口

< SV3 - B >

組合等の出資総額	61,000,000,000円
組合等が発行する出資持分の総数	610口
発行済出資持分の総数	610口

< SV3 - P >

組合等の出資総額	27,600,000,000円
組合等が発行する出資持分の総数	276口
発行済出資持分の総数	276口

最近5年間に於ける出資持分総額及び発行済出資持分の増減

< S V 3 - A >

年月	出資持分総額（千円）		発行済出資持分（口）	
	増加額	残高	増加口数	残高
平成19年7月25日	18,000,000	18,000,000	180	180
平成19年7月26日から 平成19年9月21日まで	7,200,000	25,200,000	72	252
平成20年10月15日（注）	100,000	25,100,000	1	251
平成21年8月10日（注）	300,000	24,800,000	3	248
平成21年9月10日（注）	100,000	24,700,000	1	247

（注）組合員の脱退により、出資持分総額及び発行済出資持分が減少しております。

< S V 3 - B >

年月	出資持分総額（千円）		発行済出資持分（口）	
	増加額	残高	増加口数	残高
平成19年7月25日	2,725,000	2,725,000	545	545
平成19年7月26日から 平成19年9月21日まで	400,000	3,125,000	80	625
平成20年1月30日	3,125,000	6,250,000	-	625
平成20年5月9日	4,687,500	10,937,500	-	625
平成20年7月18日	4,687,500	15,625,000	-	625
平成20年12月8日	4,687,500	20,312,500	-	625
平成21年2月10日（注）	162,500	20,150,000	5	620
平成21年9月24日	4,650,000	24,800,000	-	620
平成22年6月14日	4,612,500	29,412,500	-	620
平成22年6月14日（注）	200,000	29,212,500	5	615
平成22年11月4日	4,612,500	33,825,000	-	615
平成23年1月14日	6,150,000	39,975,000	-	615
平成23年8月23日	6,150,000	46,125,000	-	615
平成24年2月21日	6,150,000	52,275,000	-	615
平成24年9月27日（注）	425,000	51,850,000	5	610
平成25年2月22日	4,575,000	56,425,000	-	610
平成26年3月19日	4,575,000	61,000,000	-	610

（注）組合員の脱退により、出資持分総額及び発行済出資持分が減少しております。

< S V 3 - P >

年月	出資持分総額（千円）		発行済出資持分（口）	
	増加額	残高	増加口数	残高
平成19年7月25日	1,750,000	1,750,000	350	350

平成19年7月26日から 平成19年9月21日まで	810,000	2,560,000	162	512
平成20年1月30日	2,560,000	5,120,000	-	512
平成20年5月9日	3,840,000	8,960,000	-	512
平成20年5月26日（注）	4,130,000	4,830,000	236	276
平成20年7月18日	2,070,000	6,900,000	-	276
平成20年12月8日	2,070,000	8,970,000	-	276
平成21年9月24日	2,070,000	11,040,000	-	276
平成22年6月14日	2,070,000	13,110,000	-	276
平成22年11月4日	2,070,000	15,180,000	-	276
平成23年1月14日	2,760,000	17,940,000	-	276
平成23年8月23日	2,760,000	20,700,000	-	276
平成24年2月21日	2,760,000	23,460,000	-	276
平成25年2月22日	2,070,000	25,530,000	-	276
平成26年3月19日	2,070,000	27,600,000	-	276

（注）平成20年5月26日に持分の分離譲渡により、総額236億円（出資持分236口）が減少しております。

（３）【その他】

訴訟事件その他組合等に重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実

該当事項はありません。

契約又は規約の変更、事業譲渡又は事業譲受、出資の状況その他の重要事項

イ．契約又は規約の変更

本組合は、平成20年3月31日付で本組合契約を以下のとおり変更しました。

- ・本組合契約に基づきジャフコベン株式会社その他無限責任組合員が相当と認める者に委託するものとされていた本組合の事務のうち、組合財産の分別管理を徹底する観点から、組合財産管理業務の一部を組合財産管理受託者に委託することに伴い、かかる委託を行う旨、組合員の権利義務に重大な影響がある組合管理業務委託契約の変更若しくは修正を行う場合又は組合管理業務委託契約を解約する若しくは更新しない場合には、有限責任組合員の総持分金額のうち3分の2以上を出資する有限責任組合員の同意が原則必要となる旨、かかる委託の報酬を組合財産より支弁し、当該金額分無限責任組合員の管理報酬が減額される旨等、本組合契約上必要な修正を加えております。
- ・本組合の無限責任組合員であるジャフコ グループ株式会社が一般社団法人日本投資顧問業協会に加入したことに伴い、損失の補填及び特別の利益の提供の禁止を契約上で明記すること等に係る、同協会規則に基づく所要の修正を加えております。
- ・本組合の無限責任組合員であるジャフコ グループ株式会社が金融商品取引業者の登録を受けたことに伴い、許容される利益相反取引の例外について金融商品取引法及び業府令に基づく所要の修正を加えております。

本組合は、平成29年3月1日付で本組合契約を以下のとおり変更しました。

- ・従来、無限責任組合員が本組合契約上の所定の欠格事由に該当する場合、有限責任組合員の全員の一致により、無限責任組合員を除名できるとしておりましたが、ガバナンス向上等の観点から、欠格事由に該当しない場合であっても、有限責任組合員の4分の3以上の同意があれば無限責任組合員を解任（有限責任組合員の地位への変更）することを可能とする条項を設け、これに伴う本組合契約上必要な修正を加えております。

本組合は、令和元年12月1日付で本組合契約を以下のとおり変更しました。

- ・従来、本組合の存続期間は、効力発生日から平成29年12月31日までとし、無限責任組合員の裁量により、2年間まで本契約期間の延長ができるとしておりましたが、本組合の契約期間を令和3年12月31日まで延長するにあたり、有限責任組合員の総持分金額のうち3分の2以上を出資する有限責任組合員の同意を得て令和2年1月1日以降の日まで本契約期間を延長することができる旨、本組合契約上必要な修正を加えております。なお、変更後の組合契約に従い、本組合の存続期限は令和3年12月31日まで延長しております。

ロ．事業譲渡又は事業譲受

該当事項はありません。

ハ．出資の状況その他の重要事項

<SV3-A/SV3-B/SV3-P共通>

本組合の無限責任組合員であるジャフコ グループ株式会社は、平成19年12月7日付で、第二種金融商品取引業及び投資運用業につき金融商品取引業者として登録致しました（関東財務局長（金商）第1693号）。

<SV3-A>

平成19年7月25日に総額180億円（出資持分180口）の出資を受け、その後、平成19年9月21日までに追加で総額72億円（出資持分72口）の出資を受けました。平成20年10月15日に組合員1名の脱退により総額1億円（出資持分1口）が減少しました。平成21年8月10日に組合員1名の脱退により総額3億円（出資持分3口）、同年9月10日に組合員1名の脱退により総額1億円（出資持分1口）が減少しました。

<SV3-B>

平成19年7月25日に総額545億円（出資持分545口）の出資約束を受け、その後、平成19年9月21日までに追加で総額80億円（出資持分80口）の出資約束を受けました。平成21年2月10日、平成22年6月14日、平成24年9月27日にそれぞれ組合員1名の脱退により合計で総額15億円（出資持分15口）が減少しました。

<SV3-P>

平成19年7月25日に総額350億円（出資持分350口）の出資約束を受け、その後、平成19年9月21日までに追加で総額162億円（出資持分162口）の出資約束を受けました。平成20年5月26日に、無限責任組合員が保有する出資持分の一部を切り離し、切り離した出資持分を現物出資することにより、ジャフコ・スーパーV3-J号投資事業有限責任組合を新たに設立いたしました。このためSV3-Pにおいて持分の分離譲渡により総額236億円（出資持分236口）が減少しました。

2【組合等の運用状況】

(1)【投資状況】

<SV3 - A>

令和3年6月30日現在

資産の種類		地域別	時価合計（千円）	組合等の資産総額に対する投資比率（％）
投資資産	出資持分	日本	278,116	94.6
		アジア	216,511	73.7
		アメリカ	-	-
投資損失引当金			216,011	73.5
その他の資産	現金及び預金		15,275	5.2
	有価証券		-	-
	その他		-	-
合計（資産総額）			293,891	100.0

	金額（千円）	資産総額に対する比率（％）
負債総額	61,918	21.1
純資産総額	231,973	78.9

<SV3 - B>

令和3年6月30日現在

資産の種類		地域別	時価合計（千円）	組合等の資産総額に対する投資比率（％）
投資資産	出資持分	日本	686,846	93.1
		アジア	534,704	72.5
		アメリカ	-	-
投資損失引当金			533,469	72.3
その他の資産	現金及び預金		49,802	6.7
	有価証券		-	-
	その他		-	-
合計（資産総額）			737,883	100.0

	金額（千円）	資産総額に対する比率（％）
負債総額	152,204	20.6
純資産総額	585,679	79.4

<SV3 - P>

令和3年6月30日現在

資産の種類		地域別	時価合計（千円）	組合等の資産総額に対する投資比率（％）
投資資産	出資持分	日本	310,769	90.2
		アジア	241,931	70.2
		アメリカ	-	-
投資損失引当金			241,373	70.0
その他の資産	現金及び預金		33,307	9.7
	有価証券		-	-
	その他		-	-
合計（資産総額）			344,636	100.0

	金額（千円）	資産総額に対する比率（％）
負債総額	69,132	20.1
純資産総額	275,503	79.9

(2) 【運用実績】

【純資産等の推移】

(注) (中間)財務諸表の監査を受けた事業年度末(中間会計期間末)まで記載しております。

<SV3-A>

期間	総資産額(千円)	純資産総額(千円)	1口当たりの純資産額(円)
平成19年12月31日	25,179,254	24,928,143	98,921,202
平成20年6月30日	24,610,529	24,605,169	97,639,562
平成20年12月31日	23,894,467	23,894,467	95,197,083
平成21年6月30日	23,565,009	23,564,190	93,881,237
平成21年12月31日	22,876,481	22,847,843	92,610,704
平成22年6月30日	22,382,691	22,382,119	90,615,867
平成22年12月31日	21,633,897	21,632,752	87,581,994
平成23年6月30日	21,057,157	21,056,585	85,249,335
平成23年12月31日	20,608,017	20,606,872	83,428,634
平成24年6月30日	19,837,438	19,836,997	80,311,733
平成24年12月31日	20,746,098	20,745,300	83,989,072
平成25年6月30日	19,564,332	19,553,611	79,164,417
平成25年12月31日	21,484,395	21,257,085	86,061,073
平成26年6月30日	19,265,716	18,547,149	75,089,675
平成26年12月31日	23,636,416	22,105,905	89,497,592
平成27年6月30日	13,581,212	10,985,694	44,476,496
平成27年12月31日	9,944,830	8,504,224	34,430,059
平成28年6月30日	7,714,323	6,398,003	25,902,848
平成28年12月31日	7,810,548	6,950,305	28,138,890
平成29年6月30日	5,088,805	4,553,612	18,435,679
平成29年12月31日	4,378,789	3,853,223	15,600,093
平成30年6月30日	3,030,535	2,630,060	10,648,019
平成30年12月31日	723,306	390,353	1,580,380
令和元年6月30日	1,115,948	656,571	2,658,186
令和元年12月31日	642,489	465,656	1,885,250
令和2年6月30日	296,844	172,524	698,481
令和2年12月31日	435,331	310,688	1,257,850
令和3年6月30日	293,891	231,973	939,163

<SV3-B>

期間	総資産額(千円)	純資産総額(千円)	1口当たりの純資産額(円)
平成19年12月31日	2,968,533	2,402,206	3,843,530
平成20年6月30日	9,359,070	9,345,906	14,953,451
平成20年12月31日	17,064,901	17,064,901	27,303,842
平成21年6月30日	16,136,192	16,134,512	26,023,408
平成21年12月31日	19,692,916	19,689,556	31,757,350
平成22年6月30日	22,959,473	22,958,297	37,330,566

平成22年12月31日	25,753,957	25,751,605	41,872,529
平成23年 6月30日	30,521,439	30,520,263	49,626,445
平成23年12月31日	35,607,137	35,604,785	57,893,961
平成24年 6月30日	39,893,430	39,892,507	64,865,866
平成24年12月31日	41,874,064	41,872,426	68,643,322
平成25年 6月30日	43,585,572	43,559,256	71,408,617
平成25年12月31日	48,451,736	47,737,838	78,258,751
平成26年 6月30日	47,688,717	45,662,708	74,856,899
平成26年12月31日	58,578,348	54,495,990	89,337,689
平成27年 6月30日	34,028,690	27,076,617	44,387,897
平成27年12月31日	25,000,939	20,992,416	34,413,798
平成28年 6月30日	19,082,224	15,835,563	25,959,941
平成28年12月31日	19,298,706	17,183,107	28,169,029
平成29年 6月30日	12,517,340	11,216,603	18,387,874
平成29年12月31日	10,821,360	9,531,541	15,625,477
平成30年 6月30日	7,491,675	6,511,196	10,674,093
平成30年12月31日	1,793,673	980,358	1,607,145
令和元年 6月30日	2,764,667	1,638,532	2,686,119
令和元年12月31日	1,595,410	1,167,571	1,914,052
令和 2年 6月30日	735,367	438,069	718,147
令和 2年12月31日	1,077,388	779,641	1,278,100
令和 3年 6月30日	737,883	585,679	960,130

< S V 3 - P >

期間	総資産額（千円）	純資産総額（千円）	1口当たりの純資産額（円）
平成19年12月31日	2,431,182	1,966,747	3,841,303
平成20年 6月30日	4,134,207	4,128,343	14,957,765
平成20年12月31日	7,536,825	7,536,825	27,307,337
平成21年 6月30日	7,182,986	7,182,104	26,022,117
平成21年12月31日	8,766,498	8,764,734	31,756,286
平成22年 6月30日	10,303,142	10,302,522	37,327,981
平成22年12月31日	11,556,917	11,555,678	41,868,402
平成23年 6月30日	13,696,644	13,696,025	49,623,280
平成23年12月31日	15,979,829	15,978,590	57,893,444
平成24年 6月30日	17,902,721	17,902,238	64,863,185
平成24年12月31日	18,942,510	18,941,639	68,629,127
平成25年 6月30日	19,719,249	19,707,278	71,403,184
平成25年12月31日	21,887,101	21,633,514	78,382,300
平成26年 6月30日	21,505,680	20,696,900	74,988,769
平成26年12月31日	26,419,022	24,692,136	89,464,263
平成27年 6月30日	15,202,064	12,278,258	44,486,445
平成27年12月31日	11,161,456	9,575,154	34,692,588

平成28年6月30日	8,629,325	7,173,763	25,991,898
平成28年12月31日	8,727,479	7,783,190	28,199,965
平成29年6月30日	5,658,401	5,081,876	18,412,597
平成29年12月31日	4,890,527	4,319,155	15,649,115
平成30年6月30日	3,383,977	2,952,415	10,697,158
平成30年12月31日	805,860	449,781	1,629,642
令和元年6月30日	1,244,752	747,347	2,707,782
令和元年12月31日	716,852	534,948	1,938,219
令和2年6月30日	333,048	209,013	757,296
令和2年12月31日	487,796	363,428	1,316,768
令和3年6月30日	344,636	275,503	998,203

【分配の推移】

（注）（中間）財務諸表の監査を受けた事業年度末（中間会計期間末）まで記載しております。

<SV3-A>

計算期間	分配総額（千円）	1口当たりの分配金（円）
第1期（平成19年7月24日～平成19年12月31日）	-	-
第2期（平成20年1月1日～平成20年12月31日）	-	-
第3期（平成21年1月1日～平成21年12月31日）	-	-
第4期（平成22年1月1日～平成22年12月31日）	247,000	1,000,000
第5期（平成23年1月1日～平成23年12月31日）	247,000	1,000,000
第6期（平成24年1月1日～平成24年12月31日）	1,482,000	6,000,000
第7期（平成25年1月1日～平成25年12月31日）	2,741,700	11,100,000
第8期（平成26年1月1日～平成26年12月31日）	7,187,700	29,100,000
第9期（平成27年1月1日～平成27年12月31日）	14,807,650	59,950,000
第10期（平成28年1月1日～平成28年12月31日）	4,042,649	16,367,000
第11期（平成29年1月1日～平成29年12月31日）	3,371,550	13,650,000
第12期（平成30年1月1日～平成30年12月31日）	3,877,900	15,700,000
第13期（平成31年1月1日～令和元年12月31日）	387,790	1,570,000
第14期（令和2年1月1日～令和2年12月31日）	316,160	1,280,000
第15期中（令和3年1月1日～令和3年6月30日）	2,964,000	12,000,000

<SV3-B>

計算期間	分配総額（千円）	1口当たりの分配金（円）
第1期（平成19年7月24日～平成19年12月31日）	-	-
第2期（平成20年1月1日～平成20年12月31日）	-	-
第3期（平成21年1月1日～平成21年12月31日）	-	-
第4期（平成22年1月1日～平成22年12月31日）	(注)615,000	1,000,000
第5期（平成23年1月1日～平成23年12月31日）	(注)615,000	1,000,000
第6期（平成24年1月1日～平成24年12月31日）	3,660,000	6,000,000
第7期（平成25年1月1日～平成25年12月31日）	6,771,000	11,100,000
第8期（平成26年1月1日～平成26年12月31日）	17,751,000	29,100,000

第9期（平成27年1月1日～平成27年12月31日）	36,569,500	59,950,000
第10期（平成28年1月1日～平成28年12月31日）	10,044,870	16,467,000
第11期（平成29年1月1日～平成29年12月31日）	8,418,000	13,800,000
第12期（平成30年1月1日～平成30年12月31日）	9,577,000	15,700,000
第13期（平成31年1月1日～令和元年12月31日）	957,700	1,570,000
第14期（令和2年1月1日～令和2年12月31日）	786,900	1,290,000
第15期中（令和3年1月1日～令和3年6月30日）	7,320,000	12,000,000

（注）組合員の脱退により、分配総額5口が減少し、第6期首において610,000千円となっております。

<SV3 - P>

計算期間	分配総額（千円）	1口当たりの分配金（円）
第1期（平成19年7月24日～平成19年12月31日）	-	-
第2期（平成20年1月1日～平成20年12月31日）	-	-
第3期（平成21年1月1日～平成21年12月31日）	-	-
第4期（平成22年1月1日～平成22年12月31日）	276,798	1,002,891
第5期（平成23年1月1日～平成23年12月31日）	276,354	1,001,285
第6期（平成24年1月1日～平成24年12月31日）	1,658,452	6,008,885
第7期（平成25年1月1日～平成25年12月31日）	3,068,515	11,117,812
第8期（平成26年1月1日～平成26年12月31日）	8,053,620	29,179,784
第9期（平成27年1月1日～平成27年12月31日）	16,563,011	60,010,911
第10期（平成28年1月1日～平成28年12月31日）	4,622,998	16,749,993
第11期（平成29年1月1日～平成29年12月31日）	3,814,801	13,821,744
第12期（平成30年1月1日～平成30年12月31日）	4,333,206	15,700,023
第13期（平成31年1月1日～令和元年12月31日）	433,365	1,570,164
第14期（令和2年1月1日～令和2年12月31日）	351,709	1,274,311
第15期中（令和3年1月1日～令和3年6月30日）	3,312,000	12,000,000

【自己資本利益率（収益率）の推移】

（注）自己資本利益率＝中間（当期）純利益（又は中間（当期）純損失）／期中平均純資産額（期首期末の純資産額の平均）
（小数点第2位四捨五入）

なお、第1期につきましては、期首純資産額は、追加出資の最終日における出資履行金額（但し、SV3 - Aの場合は出資金額）として計算しております。

（注）（中間）財務諸表の監査を受けた事業年度末（中間会計期間末）まで記載しております。

<SV3 - A>

計算期間	自己資本利益率（％）
第1期（平成19年7月24日～平成19年12月31日）	1.0
第2期（平成20年1月1日～平成20年12月31日）	2.8
第3期（平成21年1月1日～平成21年12月31日）	2.9
第4期（平成22年1月1日～平成22年12月31日）	3.4
第5期（平成23年1月1日～平成23年12月31日）	3.8
第6期（平成24年1月1日～平成24年12月31日）	0.0
第7期（平成25年1月1日～平成25年12月31日）	14.9
第8期（平成26年1月1日～平成26年12月31日）	22.2
第9期（平成27年1月1日～平成27年12月31日）	28.8

第10期（平成28年1月1日～平成28年12月31日）	21.1
第11期（平成29年1月1日～平成29年12月31日）	24.7
第12期（平成30年1月1日～平成30年12月31日）	69.1
第13期（平成31年1月1日～令和元年12月31日）	110.9
第14期（令和2年1月1日～令和2年12月31日）	17.9
第15期中（令和3年1月1日～令和3年6月30日）	1,094.5

< S V 3 - B >

計算期間	自己資本利益率（％）
第1期（平成19年7月24日～平成19年12月31日）	24.8
第2期（平成20年1月1日～平成20年12月31日）	19.7
第3期（平成21年1月1日～平成21年12月31日）	10.8
第4期（平成22年1月1日～平成22年12月31日）	7.8
第5期（平成23年1月1日～平成23年12月31日）	6.1
第6期（平成24年1月1日～平成24年12月31日）	0.3
第7期（平成25年1月1日～平成25年12月31日）	17.4
第8期（平成26年1月1日～平成26年12月31日）	23.4
第9期（平成27年1月1日～平成27年12月31日）	29.1
第10期（平成28年1月1日～平成28年12月31日）	21.5
第11期（平成29年1月1日～平成29年12月31日）	25.3
第12期（平成30年1月1日～平成30年12月31日）	68.9
第13期（平成31年1月1日～令和元年12月31日）	109.3
第14期（令和2年1月1日～令和2年12月31日）	17.5
第15期中（令和3年1月1日～令和3年6月30日）	1,074.4

< S V 3 - P >

計算期間	自己資本利益率（％）
第1期（平成19年7月24日～平成19年12月31日）	24.9
第2期（平成20年1月1日～平成20年12月31日）	17.8
第3期（平成21年1月1日～平成21年12月31日）	10.9
第4期（平成22年1月1日～平成22年12月31日）	7.8
第5期（平成23年1月1日～平成23年12月31日）	6.1
第6期（平成24年1月1日～平成24年12月31日）	0.3
第7期（平成25年1月1日～平成25年12月31日）	17.6
第8期（平成26年1月1日～平成26年12月31日）	23.5
第9期（平成27年1月1日～平成27年12月31日）	29.4
第10期（平成28年1月1日～平成28年12月31日）	21.5
第11期（平成29年1月1日～平成29年12月31日）	25.3
第12期（平成30年1月1日～平成30年12月31日）	68.7
第13期（平成31年1月1日～令和元年12月31日）	107.9
第14期（令和2年1月1日～令和2年12月31日）	17.2
第15期中（令和3年1月1日～令和3年6月30日）	1,038.8

(3) 【販売及び払戻しの実績】

(注) (中間)財務諸表の監査を受けた事業年度末(中間会計期間末)まで記載しております。

<SV3-A>

計算期間	販売口数	払戻し口数(注)
第1期(平成19年7月24日～平成19年12月31日)	252口	-
第2期(平成20年1月1日～平成20年12月31日)(注)	-	1口
第3期(平成21年1月1日～平成21年12月31日)(注)	-	4口
第4期(平成22年1月1日～平成22年12月31日)	-	-
第5期(平成23年1月1日～平成23年12月31日)	-	-
第6期(平成24年1月1日～平成24年12月31日)	-	-
第7期(平成25年1月1日～平成25年12月31日)	-	-
第8期(平成26年1月1日～平成26年12月31日)	-	-
第9期(平成27年1月1日～平成27年12月31日)	-	-
第10期(平成28年1月1日～平成28年12月31日)	-	-
第11期(平成29年1月1日～平成29年12月31日)	-	-
第12期(平成30年1月1日～平成30年12月31日)	-	-
第13期(平成31年1月1日～令和元年12月31日)	-	-
第14期(令和2年1月1日～令和2年12月31日)	-	-
第15期中(令和3年1月1日～令和3年6月30日)	-	-

(注) 組合員の脱退により、払戻しを行っております。

<SV3-B>

計算期間	販売口数	払戻し口数(注)
第1期(平成19年7月24日～平成19年12月31日)	625口 (うち国外15口)	-
第2期(平成20年1月1日～平成20年12月31日)	-	-
第3期(平成21年1月1日～平成21年12月31日)(注)	-	5口
第4期(平成22年1月1日～平成22年12月31日)(注)	-	5口
第5期(平成23年1月1日～平成23年12月31日)	-	-
第6期(平成24年1月1日～平成24年12月31日)(注)	-	5口
第7期(平成25年1月1日～平成25年12月31日)	-	-
第8期(平成26年1月1日～平成26年12月31日)	-	-
第9期(平成27年1月1日～平成27年12月31日)	-	-
第10期(平成28年1月1日～平成28年12月31日)	-	-
第11期(平成29年1月1日～平成29年12月31日)	-	-
第12期(平成30年1月1日～平成30年12月31日)	-	-
第13期(平成31年1月1日～令和元年12月31日)	-	-
第14期(令和2年1月1日～令和2年12月31日)	-	-
第15期中(令和3年1月1日～令和3年6月30日)	-	-

(注) 組合員の脱退により、払戻しを行っております。

<SV3-P>

計算期間	販売口数	払戻し口数(注)
第1期(平成19年7月24日～平成19年12月31日)	512口	-

第2期（平成20年1月1日～平成20年12月31日）（注）	-	236口
第3期（平成21年1月1日～平成21年12月31日）	-	-
第4期（平成22年1月1日～平成22年12月31日）	-	-
第5期（平成23年1月1日～平成23年12月31日）	-	-
第6期（平成24年1月1日～平成24年12月31日）	-	-
第7期（平成25年1月1日～平成25年12月31日）	-	-
第8期（平成26年1月1日～平成26年12月31日）	-	-
第9期（平成27年1月1日～平成27年12月31日）	-	-
第10期（平成28年1月1日～平成28年12月31日）	-	-
第11期（平成29年1月1日～平成29年12月31日）	-	-
第12期（平成30年1月1日～平成30年12月31日）	-	-
第13期（平成31年1月1日～令和元年12月31日）	-	-
第14期（令和2年1月1日～令和2年12月31日）	-	-
第15期中（令和3年1月1日～令和3年6月30日）	-	-

（注）平成20年5月26日に持分の分離譲渡により、出資持分236口が減少しております。

3【資産運用会社の概況】

本組合の運営は、無限責任組合員であるジャフコ グループ株式会社が行います。本組合による投資は、原則として、本組合と姉妹ファンドが投資証券等を共有名義で保有することを目的として平成19年7月27日に設立したジャフコ・スーパーV3共有投資事業有限責任組合（以下「スーパーV3共有ファンド」といいます。）を通じて行います。なお、スーパーV3共有ファンドの運営も、ジャフコ グループ株式会社が無限責任組合員となり行います。

（1）【資本金の額】

名称： ジャフコ グループ株式会社

資本金の額： 33,251,673千円

事業の内容：

当社は、次の事業を営むことを目的としています。

- ・ 有価証券の取得及び保有
- ・ 融資、保証及び債権買取りを含めた信用供与
- ・ リース業
- ・ 経営一般に関するコンサルティング
- ・ 会社の合併並びに技術、販売、製造等の提携の斡旋
- ・ 生命保険の募集業務
- ・ 損害保険及び自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業
- ・ 投資事業組合財産の運用及び管理
- ・ 金融商品取引法に基づく第二種金融商品取引業
- ・ 金融商品取引法に基づく投資運用業
- ・ 金融商品取引法に基づく投資助言・代理業
- ・ 不動産の売買、その仲介及び鑑定
- ・ 投資顧問業
- ・ 投融資業務の経理事務及び審査業務の受託
- ・ 電気通信事業法に基づく電気通信事業
- ・ 電気通信事業に係るシステム及びソフトウェアの開発、製造、保守の受託、販売並びに賃貸
- ・ 職業安定法にもとづく無料職業紹介事業および有料職業紹介事業
- ・ 前各号に付帯又は関連する業務

（2）【運用体制】

本組合の運営は、無限責任組合員であるジャフコ グループ株式会社が行います。本組合の組合財産管理業務は財産管理受託者に委託しています。

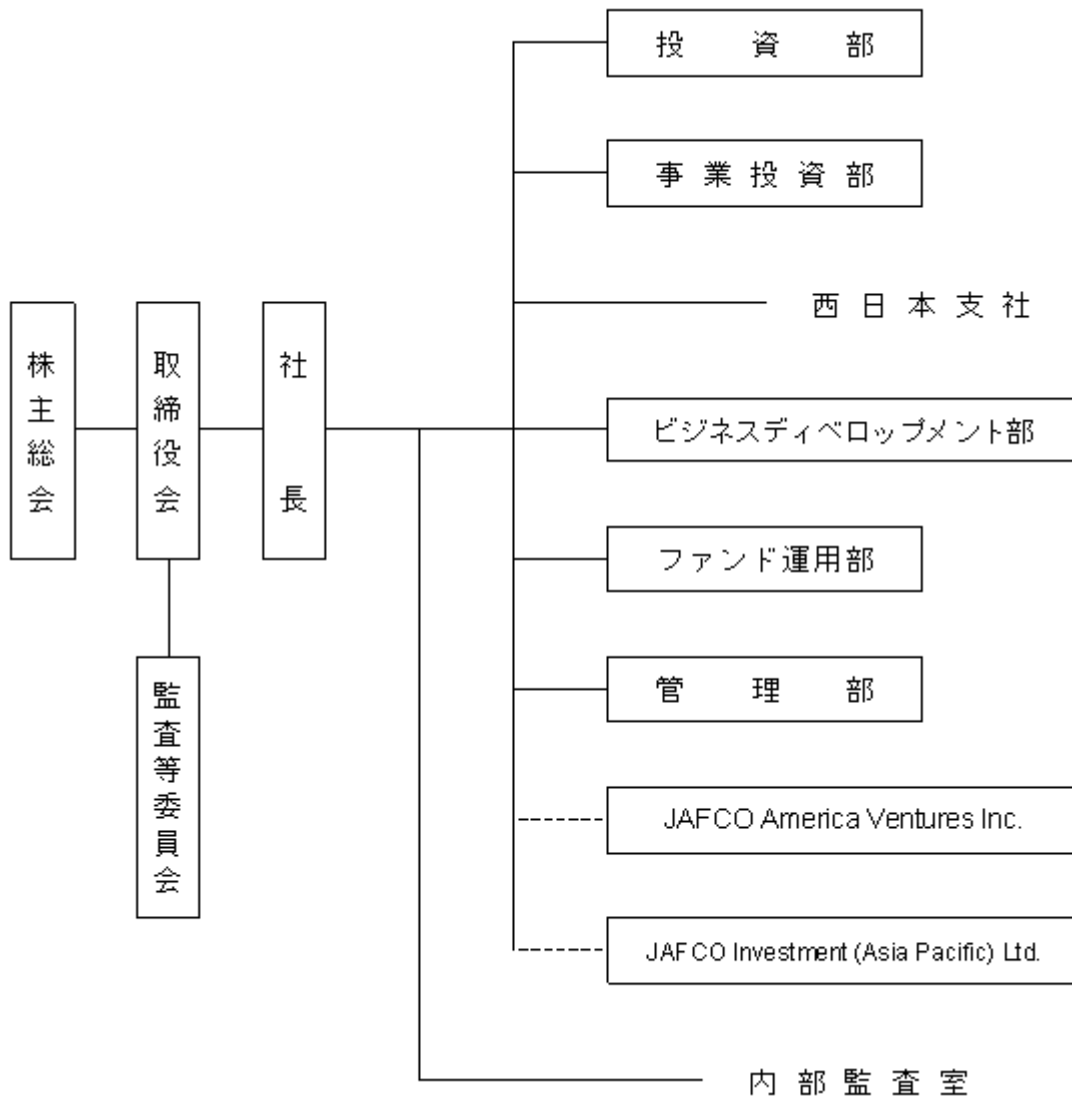
スーパーV3共有ファンドの運営は、その無限責任組合員であるジャフコ グループ株式会社が行います。ジャフコ グループ株式会社が投資先事業者等の発掘及び投資を行うとともに、その投資先事業者の育成、組合財産の運営管理、及びその他組合運営に必要な業務を執行します。

なお、無限責任組合員の組織図を参考情報として掲載します。

(別 表)

組織図

(令和3年9月1日付)



（３）【大株主の状況】

（令和３年９月30日現在）

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 (自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	港区浜松町2丁目11番3号	3,492	13.35
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	中央区晴海1丁目8-12	1,445	5.52
光通信株式会社	豊島区西池袋1丁目4-10	1,405	5.37
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	P.O.BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U.S.A. (港区港南2丁目15-1 品川インターシティA棟)	933	3.57
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	P.O.BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U.S.A. (港区港南2丁目15-1 品川インターシティA棟)	871	3.33
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	ONE LINCOLN STREET, BOSTON MA USA 02111 (中央区日本橋3丁目11-1)	616	2.36
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140044 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	240 GREENWICH STREET, NEW YORK, NY 10286, U.S.A. (港区港南2丁目15-1 品川インターシティA棟)	550	2.11
JPMC GOLDMAN SACHS TRUST JASDEC LENDING ACCOUNT (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	GOLDMAN SACHS AND CO, 180 MAIDEN LANE, 37/90TH FLOOR, NEW YORK, NY 10038 U.S.A (千代田区丸の内2丁目7-1 決済事業部)	403	1.54
日本生命保険相互会社 (常任代理人 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)	千代田区丸の内1丁目6番6号 日本生命証券管理部内 (港区浜松町2丁目11番3号)	386	1.48
BNY FOR GCM CLIENT ACCOUNTS (E) BD (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	TAUNUSANLAGE 12, 60325 FRANKFURT, AM MAIN GERMANY (千代田区丸の内2丁目7-1 決済事業部)	378	1.45
計	-	10,484	40.07

(注) 1. 当社は、令和３年９月30日現在、自己株式を806千株保有しております。

2. オアシス マネジメント カンパニー リミテッドから、令和３年２月12日付で大量保有報告書の提出があり、令和３年２月4日現在で以下のとおり株式を所有している旨報告されておりますが、当社としては令和３年９月30日現在の実質所有株式数の確認ができませんので、上記「大株主の状況」には含めておりません。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
オアシス マネジメント カンパニー リミテッド (Oasis Management Company Ltd.)	ケイマン諸島、KY1-1104、グランド・ケイマン、ウグランド・ハウス、私書箱309、メイブルズ・コーポレート・サービス・リミテッド	1,711	5.26

3. アセットマネジメントOne株式会社及びその共同保有者であるアセットマネジメントOneインターナショナルから、令和３年５月12日付で大量保有報告書(変更報告書)の提出があり、令和３年４月30日現在で以下のとおり株式を所有している旨報告されておりますが、当社としては令和３年９月30日現在の実質所有株式数の確認ができませんので、上記「大株主の状況」には含めておりません。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数(千株)	株券等保有割合(%)
アセットマネジメントOne株式会社	東京都千代田区丸の内1-8-2	1,705	5.24
アセットマネジメントOneインターナショナル (Asset Management One International Ltd.)	Mizuho House, 30 Old Bailey, London, EC4M 7AU, UK	48	0.15
計	-	1,753	5.39

4. ラザード・アセット・マネージメント・エルエルシー及びその共同保有者であるラザード・ジャパン・アセット・マネージメント株式会社から、令和3年6月4日付で大量保有報告書(変更報告書)の提出があり、令和3年5月31日現在で以下のとおり株式を所有している旨報告されておりますが、当社としては令和3年9月30日現在の実質所有株式数の確認ができませんので、上記「大株主の状況」には含めておりません。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数(千株)	株券等保有割合(%)
ラザード・アセット・マネージメント・エルエルシー (Lazard Asset Management LLC)	アメリカ合衆国ニューヨーク州ニューヨーク市ロックフェラープラザ30番地	655	2.16
ラザード・ジャパン・アセット・マネージメント株式会社	東京都港区赤坂2-11-7	1,227	4.05
計	-	1,882	6.21

5. 株式会社りそな銀行及びその共同保有者であるりそなアセットマネジメント株式会社から、令和3年6月21日付で大量保有報告書(変更報告書)の提出があり、令和3年6月15日現在で以下のとおり株式を所有している旨報告されておりますが、当社としては令和3年9月30日現在の実質所有株式数の確認ができませんので、上記「大株主の状況」には含めておりません。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数(千株)	株券等保有割合(%)
株式会社りそな銀行	大阪市中央区備後町2丁目2番1号	938	3.10
りそなアセットマネジメント株式会社	東京都江東区木場1丁目5番65号	462	1.53
計	-	1,401	4.62

6. 三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社及びその共同保有者である日興アセットマネジメント株式会社から、令和3年7月6日付で大量保有報告書の提出があり、令和3年6月30日現在で以下のとおり株式を所有している旨報告されておりますが、当社としては令和3年9月30日現在の実質所有株式数の確認ができませんので、上記「大株主の状況」には含めておりません。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数(千株)	株券等保有割合(%)
三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社	東京都港区芝公園一丁目1番1号	917	3.40
日興アセットマネジメント株式会社	東京都港区赤坂九丁目7番1号	461	1.71
計	-	1,378	5.11

7. 野村證券株式会社及びその共同保有者であるノムラ インターナショナル ピーエルシー、野村アセットマネジメント株式会社から、令和3年7月7日付で大量保有報告書(変更報告書)の提出があり、令和3年6月30日現在で以下のとおり株式を所有している旨報告されておりますが、当社としては令和3年9月30日現在の実質所有株式数の確認ができませんので、上記「大株主の状況」には含めておりません。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数(千株)	株券等保有割合(%)
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13番1号	7	0.03
ノムラ インターナショナル ピーエルシー (NOMURA INTERNATIONAL PLC)	1 Angel Lane, London EC4R 3AB, United Kingdom	885	3.29
野村アセットマネジメント株式会社	東京都江東区豊洲二丁目2番1号	836	3.10
計	-	1,730	6.42

8. マラソン・アセット・マネジメント・リミテッドから、令和3年9月3日付で大量保有報告書の提出があり、令和3年8月31日現在で以下のとおり株式を所有している旨報告されておりますが、当社としては令和3年9月30日現在の実質所有株式数の確認ができませんので、上記「大株主の状況」には含めておりません。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数（千株）	株券等保有割合（％）
マラソン・アセット・マネジメント・リミテッド (Marathon Asset Management Limited)	英国WC2H 9EAロンドン、アッパー・セントマーティンズ・レーン 5、オリオン・ハウス	1,613	5.98

（４）【役員の状況】

男性 6 名 女性 1 名 （役員のうち女性の比率14.3%）

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (百株)
取締役社長 代表取締役	豊貴 伸一	昭和36年11月1日生	昭和60年4月 当社入社 平成15年6月 当社 取締役 第二投資グループ、関西支社兼 企画総務担当 平成17年2月 当社 常務取締役 資金兼第二投資、関西支社、 VA3部担当 平成19年3月 当社 専務取締役 資金兼事業投資、関西支社、 VA3部担当 平成22年1月 当社 取締役社長（代表取締役） （現任）	(注) 3	161
常務取締役 JAFCO America Ventures Inc. President & CEO、 JAFCO Investment (Asia Pacific) Ltd President & CEO、ピ ジネスディベロップメ ント担当	渋澤 祥行	昭和44年10月5日生	平成4年4月 当社入社 平成19年3月 当社 執行役員 第二投資本部担当 平成19年6月 当社 取締役 第二投資本部担当 平成24年10月 JAFCO America Ventures Inc. President & CEO（現任）、JAFCO Investment (Asia Pacific) Ltd President & CEO（現任）、ビジネス ディベロップメント担当（現任） 平成26年4月 当社 常務取締役（現任）	(注) 3	107
取締役 投資担当、パートナー	三好 啓介	昭和44年9月18日生	平成5年4月 当社入社 平成23年8月 当社 第二投資運用本部長 平成25年4月 当社 執行役員 投資担当 平成27年6月 当社 取締役 投資担当 平成30年3月 当社 取締役 投資担当、パートナー （現任）	(注) 3	57
取締役 (常勤監査等委員)	田村 茂	昭和36年10月8日生	昭和60年4月 ㈱横浜銀行入行 平成12年6月 ㈱メンバーズ入社 経営管理部長兼公 開準備室長 平成12年8月 同社 管理担当取締役 (CFO) 平成14年9月 ㈱アプリックス入社 経営管理本部長 (CFO) 平成15年6月 オリックス㈱入社 投資銀行本部プリ ンシパルインベストメント バイスプ レジデント 平成17年8月 医療産業㈱（現㈱メディサイエンスプ ラニング）入社 上席執行役員社長室 長 平成18年8月 同社 取締役副社長 平成22年6月 同社 代表取締役社長 平成26年10月 同社 取締役会長（平成27年5月退 任） 平成29年6月 当社 取締役（監査等委員） 令和元年6月 当社 取締役（常勤監査等委員） （現任）	(注) 4	42

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (百株)
取締役 (監査等委員)	田波 耕治	昭和14年9月10日生	昭和39年4月 大蔵省（現 財務省）入省 平成6年7月 同省 理財局長 平成8年7月 内閣官房 内閣内政審議室長 平成10年1月 大蔵事務次官 平成11年9月 大蔵省 顧問 平成13年6月 国際協力銀行（現 株式会社国際協力銀行）副総裁 平成19年10月 同行 総裁 平成20年9月 同行 退任 平成22年12月 弁護士登録（第一東京弁護士会） 外立総合法律事務所 弁護士（現任） 平成27年6月 当社 取締役（監査等委員）（現任）	(注) 4	35
取締役 (監査等委員)	秋葉 賢一	昭和38年10月30日生	昭和61年9月 英和監査法人（現 有限責任あずさ監査法人）入所 平成元年7月 公認会計士登録 平成13年9月 企業会計基準委員会（ASBJ）出向 専門研究員 平成19年4月 同 主席研究員（平成21年8月まで） 平成19年7月 あずさ監査法人（現 有限責任あずさ監査法人）代表社員 平成21年9月 早稲田大学大学院会計研究科 教授（現任） 平成27年6月 当社 取締役（監査等委員）（現任） 平成30年6月 三井住友海上火災保険㈱ 社外監査役（現任）	(注) 4	45
取締役 (監査等委員)	梶原 慶枝	昭和36年6月16日生	平成13年10月 ㈱アプリックス 経理部長 平成17年3月 同社 執行役員 経営企画室長（平成19年3月まで） 平成19年5月 ㈱MICメディカル（現 ㈱メディサイエンスプランニング）常勤監査役 平成20年2月 同社 常勤監査役 退任 平成21年10月 シーシーエス㈱ 入社 平成25年11月 同社 執行役員 経営企画部門担当 平成28年10月 同社 執行役員 退任 平成29年1月 ㈱インタラクティブソリューションズ 入社 平成29年8月 同社 取締役 人事総務部長 平成30年7月 同社 取締役 退任 令和元年6月 当社 取締役（監査等委員）（現任）	(注) 4	8
計					457

(注) 1. 田村茂、田波耕治、秋葉賢一及び梶原慶枝は、社外取締役であります。

2. 当社の監査等委員会については次のとおりであります。

委員長 田村茂、委員 田波耕治、委員 秋葉賢一、委員 梶原慶枝

なお、田村茂は、常勤の監査等委員であります。

3. 令和3年6月15日開催の定時株主総会の終結の時から1年間

4. 令和3年6月15日開催の定時株主総会の終結の時から2年間

5. 上記所有株式数には、役員持株会等における実質所有株式数が含まれております。なお、提出日(令和3年12月10日)現在の役員持株会等における取得株式数については確認できないため、令和3年5月31日現在の実質所有株式数を記載しております。

（５）【事業の内容及び営業の概況】

本組合の無限責任組合員であるジャフコ グループ株式会社は、本報告書提出日現在で、以下の組合等を運営しています。組合等の営業の概略は以下のとおりです。

組合の名称	基本的性格	設立年月日	純資産額(注) (千円)	出資持分1口 当たりの純資産額(注) (千円)	組合員数 (注)
ジャフコV2-R投資事業有限責任組合	主に国内の未上場企業の株式等への投資	平成17年 9月30日	34,709	495	2
ジャフコ・スーパーV3-A号投資事業有限責任組合	主に国内の未上場企業の株式等への投資	平成19年 7月24日	231,973	939	144
ジャフコ・スーパーV3-B号投資事業有限責任組合	主に国内の未上場企業の株式等への投資	平成19年 7月24日	585,679	960	42
ジャフコ・スーパーV3-P号投資事業有限責任組合	主に国内の未上場企業の株式等への投資	平成19年 7月24日	275,504	998	14
ジャフコ・スーパーV3共有投資事業有限責任組合	主に国内の未上場企業の株式等への投資 / スーパーV3シリーズの共有ファンド	平成19年 7月27日	1,665,146	1,136	7
ジャフコ・スーパーV3-D号投資事業有限責任組合	主に国内の未上場企業の株式等への投資	平成19年 9月14日	56,037	933	2
ジャフコ・スーパーV3-J号投資事業有限責任組合	主に国内の未上場企業の株式等への投資	平成20年 5月26日	220,330	933	2
ジャフコSV4-A号投資事業有限責任組合	主に国内の未上場企業の株式等への投資	平成25年 3月1日	5,938,011	46,755	102
ジャフコSV4-B号投資事業有限責任組合	主に国内の未上場企業の株式等への投資	平成25年 3月1日	13,599,939	46,735	23
ジャフコSV4-R号投資事業有限責任組合	主に国内の未上場企業の株式等への投資	平成25年 3月1日	2,335,443	46,708	2
ジャフコSV4-J号投資事業有限責任組合	主に国内の未上場企業の株式等への投資	平成25年 3月1日	6,120,572	46,721	2
ジャフコSV4共有投資事業有限責任組合	主に国内の未上場企業の株式等への投資 / SV4シリーズの共有ファンド	平成25年 3月1日	35,822,819	59,704	5
ジャフコSV5-A号投資事業有限責任組合	主に国内の未上場企業の株式等への投資	平成28年 8月8日	9,969,520	82,392	92
ジャフコSV5-B号投資事業有限責任組合	主に国内の未上場企業の株式等への投資	平成28年 8月8日	37,256,439	74,812	41
ジャフコSV5共有投資事業有限責任組合	主に国内の未上場企業の株式等への投資 / SV5シリーズの共有ファンド	平成28年 8月8日	46,823,134	75,521	3
ジャフコSV5スター投資事業有限責任組合	主に国内の未上場企業の株式等への投資	平成28年 9月2日	9,923,744	76,336	2
ジャフコSV6投資事業有限責任組合	主に国内の未上場企業の株式等への投資	令和元年 6月14日	32,777,613	51,215	77
ジャフコSV6-S投資事業有限責任組合	主に国内の未上場企業の株式等への投資	令和元年 6月14日	8,282,067	51,762	3

(注)

- 純資産額、出資持分1口当たりの純資産額は、各ファンドの直近決算（中間決算を含む）に基づく情報であります。
- 投資事業有限責任組合の純資産額、出資持分1口当たりの純資産額は、「中小企業等投資事業有限責任組合会計規則」及び組合契約に基づき計算した金額であります。
- ジャフコ・スーパーV3-P号投資事業有限責任組合の出資持分1口当たりの純資産額は、国内非課税団体に該当する有限責任組合員の持分を表示しております。
- ジャフコSV6投資事業有限責任組合およびジャフコSV6-S投資事業有限責任組合の出資持分1口当たりの純資産額は、これら組合の1口当たりが金1円のため、出資持分1億口当たりの値を表示しております。
- 組合員数は、提出日の前月末現在での数を記載しております。

4【組合等の経理状況】

1．中間財務諸表の作成方法について

本組合の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

また、中間財務諸表に記載している金額は、千円単位で表示し、単位未満は切り捨てております。

2．監査証明について

本組合は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間会計期間（令和3年1月1日から令和3年6月30日まで）の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による中間監査を受けております。

<SV3 - A>

(1)【中間貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (令和2年12月31日)	当中間会計期間 (令和3年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	37,148	15,275
営業投資有価証券	614,194	494,627
投資損失引当金	216,011	216,011
流動資産合計	435,331	293,891
資産合計		
	435,331	293,891
負債の部		
流動負債		
未払金	124,643	61,918
流動負債合計	124,643	61,918
負債合計		
	124,643	61,918
純資産の部		
出資金	1 24,700,000	1 24,700,000
中間(当期)純利益又は中間(当期)純損失 ()	69,355	2,969,748
前期繰越利益又は前期繰越損失()	14,120,450	14,051,095
分配金	38,709,099	41,673,099
その他有価証券評価差額金	268,692	184,228
純資産合計	310,688	231,973
負債純資産合計	435,331	293,891

(2)【中間損益計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 令和2年1月1日 至 令和2年6月30日)	当中間会計期間 (自 令和3年1月1日 至 令和3年6月30日)
売上高	-	3,829,066
売上原価	119,879	50,219
支払報酬	175	734,847
売上総利益又は売上総損失()	119,703	3,043,999
投資損失引当金繰入額(戻入額)	56,462	-
差引売上総利益又は差引売上総損失()	63,241	3,043,999
販売費及び一般管理費	1,706	1,74,084
営業利益又は営業損失()	63,947	2,969,914
営業外収益	-	-
営業外費用	157	166
経常利益又は経常損失()	64,104	2,969,748
中間純利益又は中間純損失()	64,104	2,969,748

【注記事項】

（継続企業の前提に関する注記）

本組合は、中間貸借対照表日の翌日から存続期限までの期間が1年未満ですが、現時点においては資産の回収に係る売買契約の締結等が確定していないため、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。本組合は、この状況を解消するための対応策として、資産の回収方針を検討しております。関係者との協議を行いながら進めている途上であるため、本組合は、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、中間財務諸表は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を中間財務諸表に反映しておりません。

（重要な会計方針）

項目	
1 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>その他有価証券 時価のあるもの 中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は部分純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。</p> <p>時価のないもの 移動平均法に基づく原価法を採用しております。</p>
2 投資損失引当金の計上基準	<p>投資損失引当金 当中間会計期間末現在に保有する有価証券の投資損失に備えるため、時価のない有価証券については、投資先企業の実情及び無限責任組合員の過去の売却実績（無限責任組合員が業務執行又は清算業務を行っている他の組合を含む）等を勘案の上、その損失見積額を「投資損失引当金」として計上しております。なお、中間損益計算書の「投資損失引当金繰入額（戻入額）」は、投資損失引当金の前事業年度末残高と当中間会計期間末残高の差額を記載しております。</p>
3 収益及び費用の計上基準	<p>売上高及び売上原価 売上高は、営業投資有価証券が売却された場合はその売却高を、営業投資有価証券による分配が行われた場合は分配時の評価額を計上しております。なお、分配時の評価額は、当該営業投資有価証券の発行会社が上場会社である場合は分配時前日又は同日直近の発行市場における最終の価額とし、未上場会社である場合は投資事業有限責任組合契約に基づき無限責任組合員が定める価額としております。</p> <p>売上原価は、売却及び分配を行った営業投資有価証券に対して移動平均法に基づく原価法によって計算した有価証券帳簿価額、支払手数料、支払報酬、営業投資有価証券償却損等を計上しております。</p>
4 その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>SV3 - Aの存続期間 SV3 - Aは、平成19年7月24日に設立され、平成29年12月31日まででしたが、本組合契約に従い、当該存続期限は2年間延長された後、有限責任組合員の総出資持分金額の3分の2以上の承認を得てさらに2年間延長され、令和3年12月31日までとなっております。</p> <p>売上総利益区分 営業投資有価証券の回収過程で発生する損益を確定したものと未確定のものに区分し、確定したものについては投資成果を、未確定のものについては保有に伴って生じる見込損失の変動状況をそれぞれ明確にするため、見込損失部分を除外した売上総利益区分を設け、その後に、投資損失引当金の前事業年度末残高と当中間会計期間末残高との差額を「投資損失引当金繰入額（戻入額）」として、また、時価のある営業投資有価証券については、中間会計期間末において時価が取得原価を下回る金額から前事業年度末における当該金額を控除した純額を「部分純資産直入法に基づく営業投資有価証券評価損（戻入益）」として区分表示しております。</p>

税金等	<p>本組合は投資事業有限責任組合契約に関する法律上の投資事業有限責任組合であるので、組合員各自が税金を負担することになります。よって、当組合自身の税金の引当はしておらず、中間損益計算書の販売費及び一般管理費に消費税等・源泉所得税等を費用として計上しております。消費税等の会計処理は税抜方式を採用しております。</p> <p>投資事業有限責任組合への出資金の会計処理</p> <p>投資事業有限責任組合への出資金の会計処理は、組合の事業年度の財務諸表及び事業年度の中間会計期間に係る中間財務諸表に基づいて、組合の資産・負債・収益・費用を、出資持分割合に応じて合算しております。</p>
-----	--

（追加情報）

（重要な会計上の見積もり）

投資損失引当金

当中間財務諸表に計上した金額

投資損失引当金 216,011千円

識別した項目に係る重要な会計上の見積もりの内容に関する情報

(1) 算出方法

投資損失引当金は、「注記事項（重要な会計方針）2 投資損失引当金の計上基準」に会計方針として記載のとおり、当中間会計期間未現在に保有する有価証券の投資損失に備えるため、時価のない有価証券については、投資先企業の実情および無限責任組合員の過去の売却実績（無限責任組合員が業務執行又は清算業務を行っている他の組合を含む）等を勘案の上、その損失見積額を計上しております。損失見積額の算出にあたっては、個別投資先ごとに入手することができる直近の実績データを収集し、業績悪化の程度や資金調達の状況を踏まえて、今後1年程度は事業運営することができる資金力（業績回復も含む）をベースとし当該有価証券の回収予想金額を算出しております。

その結果、無限責任組合員が実施する評価に係る会議において、当該有価証券の回収予想金額が取得原価の70%を下回る可能性が高いと判断する場合には、無限責任組合員が定める「時価のない有価証券の評価引当基準」に基づき、当該回収予想金額に応じて損失見積額を計上しております。

(2) 主要な仮定

投資先企業の実情（直近ファイナンスの状況、事業計画や予算に対する売上高・利益・その他重要業績評価指標（KPI）の達成状況、株式上場やトレードセール等の実現可能性、売却見込額、資金繰り、経営陣および取引先の状況等）を勘案の上、その損失見積額を計上しております。

また、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大やそれに伴う経済活動の停滞は、今後1年程度続き、その後収束すると仮定しております。

(3) 当事業年度の財務諸表に与える影響

見積りに用いた仮定の不確実性は高く、投資先企業の事業計画や予算に対する進捗の見通し等と実績に乖離が生じた場合や、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染状況やその経済環境への影響が変化した場合には、投資先企業の事業活動・資金調達活動等及び投資先株式等のEXITに大きな影響があるため、当事業年度の財務諸表において当該投資損失引当金に影響する可能性があります。

（中間貸借対照表関係）

前事業年度 （令和2年12月31日）		当中間会計期間 （令和3年6月30日）	
1. 発行する出資口数の総数	247口	1. 発行する出資口数の総数	247口
発行済出資口数	247口	発行済出資口数	247口

（中間損益計算書関係）

前中間会計期間 （自 令和2年1月1日 至 令和2年6月30日）		当中間会計期間 （自 令和3年1月1日 至 令和3年6月30日）	
1. 販売費及び一般管理費のうち主な費目及び金額は次のとおりです。		1. 販売費及び一般管理費のうち主な費目及び金額は次のとおりです。	
専門家報酬	609千円	消費税等	73,552千円

（金融商品関係）

前事業年度末（令和2年12月31日）

金融商品の時価等に関する事項

前事業年度末（令和2年12月31日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注2）参照）。

	貸借対照表計上額 （千円）	時 価 （千円）	差 額 （千円）
(1) 現金及び預金	37,148	37,148	-
(2) 有価証券	-	-	-
(3) 営業投資有価証券	-	-	-
資産計	37,148	37,148	-

（注1）金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金

短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 有価証券

有価証券の時価は取引金融機関等から提示された価格によっております。

(3) 営業投資有価証券

営業投資有価証券のうち、株式の時価は取引所の価格によっております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

	貸借対照表計上額 （千円）
営業投資有価証券に属するもの	
非上場株式(*1)	311,651
非上場内国・外国債券(*2)	-
その他(*3)	302,543

(*1)非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから「(3)営業投資有価証券」には含まれておりません。

(*2)非上場内国・外国債券については、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから「(3)営業投資有価証券」には含まれておりません。

(*3)その他は、主に投資事業組合もしくはリミテッド・パートナーシップへの出資であり、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもの等で構成されているため、「(3)営業投資有価証券」には含まれておりません。

当中間会計期間末（令和3年6月30日）

金融商品の時価等に関する事項

当中間会計期間末（令和3年6月30日）における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注2）参照）。

	中間貸借対照表計上額 （千円）	時 価 （千円）	差 額 （千円）
(1) 現金及び預金	15,275	15,275	-
(2) 有価証券	-	-	-
(3) 営業投資有価証券	-	-	-
資産計	15,275	15,275	-

（注1）金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金

短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 有価証券

有価証券の時価は取引金融機関等から提示された価格によっております。

(3) 営業投資有価証券

営業投資有価証券のうち、株式の時価は取引所の価格によっております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

	中間貸借対照表計上額 （千円）
営業投資有価証券に属するもの	
非上場株式(*1)	278,116
非上場内国・外国債券(*2)	-
その他(*3)	216,511

(*1)非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから「(3)営業投資有価証券」には含まれておりません。

(*2)非上場内国・外国債券については、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから「(3)営業投資有価証券」には含まれておりません。

(*3)その他は、主に投資事業組合もしくはリミテッド・パートナーシップへの出資であり、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもの等で構成されているため、「(3)営業投資有価証券」には含まれておりません。

(有価証券関係)

前事業年度末（令和2年12月31日）

その他有価証券

	種類	貸借対照表 計上額（千円）	取得原価 （千円）	差額（千円）
貸借対照表計上額が取 得原価を超えるもの	営業投資有価証券に属するもの			
	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	-	-	-
貸借対照表計上額が取 得原価を超えないもの	営業投資有価証券に属するもの			
	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	-	-	-
	有価証券に属するもの			
	(1) 株式	-	-	-
(2) 債券	-	-	-	
(3) その他	-	-	-	
	小計	-	-	-
	合計	-	-	-

(注) 以下については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

区分	貸借対照表計上額（千円）
その他有価証券	
営業投資有価証券に属するもの	
非上場株式	311,651
非上場内国・外国債券	-
その他	302,543

当中間会計期間末（令和3年6月30日）

その他有価証券

	種類	中間貸借対照表 計上額（千円）	取得原価 （千円）	差額（千円）
中間貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	営業投資有価証券に属するもの			
	（1）株式	-	-	-
	（2）債券	-	-	-
	（3）その他	-	-	-
	小計	-	-	-
中間貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	営業投資有価証券に属するもの			
	（1）株式	-	-	-
	（2）債券	-	-	-
	（3）その他	-	-	-
	小計	-	-	-
	有価証券に属するもの			
	（1）株式	-	-	-
	（2）債券	-	-	-
（3）その他	-	-	-	
	小計	-	-	-
	合計	-	-	-

（注）以下については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

区分	中間貸借対照表計上額（千円）
その他有価証券	
営業投資有価証券に属するもの	
非上場株式	278,116
非上場内国・外国債券	-
その他	216,511

（1口当たり情報）

1口当たり純資産額

前事業年度 （令和2年12月31日）		当中間会計期間 （令和3年6月30日）	
1口当たり純資産額	1,257,850円	1口当たり純資産額	939,163円

1口当たり中間純利益又は中間純損失（ ）

前中間会計期間 （自 令和2年1月1日 至 令和2年6月30日）		当中間会計期間 （自 令和3年1月1日 至 令和3年6月30日）	
1口当たり中間純損失（ ）	259,532円	1口当たり中間純利益	12,023,273円

<SV3 - B>

(3)【(中間貸借対照表)】

(単位：千円)

	前事業年度 (令和2年12月31日)	当中間会計期間 (令和3年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	94,021	49,802
営業投資有価証券	1,516,836	1,221,550
投資損失引当金	533,469	533,469
流動資産合計	1,077,388	737,883
資産合計	1,077,388	737,883
負債の部		
流動負債		
未払金	297,746	152,204
流動負債合計	297,746	152,204
負債合計	297,746	152,204
純資産の部		
出資金	1 61,000,000	1 61,000,000
中間(当期)純利益又は中間(当期)純損失 ()	170,399	7,334,633
前期繰越利益又は前期繰越損失()	35,042,437	34,872,038
分配金	95,755,970	103,075,970
その他有価証券評価差額金	663,573	454,977
純資産合計	779,641	585,679
負債純資産合計	1,077,388	737,883

（４）【（中間損益計算書）】

（単位：千円）

	前中間会計期間 (自 令和2年1月1日 至 令和2年6月30日)	当中間会計期間 (自 令和3年1月1日 至 令和3年6月30日)
売上高	-	9,456,398
売上原価	296,058	124,022
支払報酬	298	1,814,918
売上総利益又は売上総損失（ ）	295,759	7,517,457
投資損失引当金繰入額（戻入額）	139,442	-
差引売上総利益又は差引売上総損失（ ）	156,316	7,517,457
販売費及び一般管理費	1,090	1,182,421
営業利益又は営業損失（ ）	157,407	7,335,036
営業外収益	-	-
営業外費用	379	402
経常利益又は経常損失（ ）	157,787	7,334,633
中間純利益又は中間純損失（ ）	157,787	7,334,633

【注記事項】

（継続企業の前提に関する注記）

本組合は、中間貸借対照表日の翌日から存続期限までの期間が1年未満ですが、現時点においては資産の回収に係る売買契約の締結等が確定していないため、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。本組合は、この状況を解消するための対応策として、資産の回収方針を検討しております。関係者との協議を行いながら進めている途上であるため、本組合は、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、中間財務諸表は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を中間財務諸表に反映しておりません。

（重要な会計方針）

項目	
1 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>その他有価証券 時価のあるもの 中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は部分純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。</p> <p>時価のないもの 移動平均法に基づく原価法を採用しております。</p>
2 投資損失引当金の計上基準	<p>投資損失引当金 当中間会計期間末現在に保有する有価証券の投資損失に備えるため、時価のない有価証券については、投資先企業の実情及び無限責任組合員の過去の売却実績（無限責任組合員が業務執行又は清算業務を行っている他の組合を含む）等を勘案の上、その損失見積額を「投資損失引当金」として計上しております。なお、中間損益計算書の「投資損失引当金繰入額（戻入額）」は、投資損失引当金の前事業年度末残高と当中間会計期間末残高の差額を記載しております。</p>
3 収益及び費用の計上基準	<p>売上高及び売上原価 売上高は、営業投資有価証券が売却された場合はその売却高を、営業投資有価証券による分配が行われた場合は分配時の評価額を計上しております。なお、分配時の評価額は、当該営業投資有価証券の発行会社が上場会社である場合は分配時前日又は同日直近の発行市場における最終の価額とし、未上場会社である場合は投資事業有限責任組合契約に基づき無限責任組合員が定める価額としております。</p> <p>売上原価は、売却及び分配を行った営業投資有価証券に対して移動平均法に基づく原価法によって計算した有価証券帳簿価額、支払手数料、支払報酬、営業投資有価証券償却損等を計上しております。</p>
4 その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>S V 3 - Bの存続期間 S V 3 - Bは、平成19年7月24日に設立され、平成29年12月31日まででしたが、本組合契約に従い、当該存続期限は2年間延長された後、有限責任組合員の総出資持分金額の3分の2以上の承認を得てさらに2年間延長され、令和3年12月31日までとなっております。</p> <p>売上総利益区分 営業投資有価証券の回収過程で発生する損益を確定したものと未確定のものに区分し、確定したものについては投資成果を、未確定のものについては保有に伴って生じる見込損失の変動状況をそれぞれ明確にするため、見込損失部分を除外した売上総利益区分を設け、その後に、投資損失引当金の前事業年度末残高と当中間会計期間末残高との差額を「投資損失引当金繰入額（戻入額）」として、また、時価のある営業投資有価証券については、中間会計期間末において時価が取得原価を下回る金額から前事業年度末における当該金額を控除した純額を「部分純資産直入法に基づく営業投資有価証券評価損（戻入益）」として区分表示しております。</p>

税金等	<p>本組合は投資事業有限責任組合契約に関する法律上の投資事業有限責任組合であるので、組合員各自が税金を負担することになります。よって、当組合自身の税金の引当はしておらず、中間損益計算書の販売費及び一般管理費に消費税等・源泉所得税等を費用として計上しております。消費税等の会計処理は税抜方式を採用しております。</p> <p>投資事業有限責任組合への出資金の会計処理</p> <p>投資事業有限責任組合への出資金の会計処理は、組合の事業年度の財務諸表及び事業年度の中間会計期間に係る中間財務諸表に基づいて、組合の資産・負債・収益・費用を、出資持分割合に応じて合算しております。</p>
-----	--

（追加情報）

（重要な会計上の見積もり）

投資損失引当金

当中間財務諸表に計上した金額

投資損失引当金 533,469千円

識別した項目に係る重要な会計上の見積もりの内容に関する情報

(1) 算出方法

投資損失引当金は、「注記事項（重要な会計方針）2 投資損失引当金の計上基準」に会計方針として記載のとおり、当中間会計期間未現在に保有する有価証券の投資損失に備えるため、時価のない有価証券については、投資先企業の実情および無限責任組合員の過去の売却実績（無限責任組合員が業務執行又は清算業務を行っている他の組合を含む）等を勘案の上、その損失見積額を計上しております。損失見積額の算出にあたっては、個別投資先ごとに入手することができる直近の実績データを収集し、業績悪化の程度や資金調達の状況を踏まえて、今後1年程度は事業運営することができる資金力（業績回復も含む）をベースとし当該有価証券の回収予想金額を算出しております。

その結果、無限責任組合員が実施する評価に係る会議において、当該有価証券の回収予想金額が取得原価の70%を下回る可能性が高いと判断する場合には、無限責任組合員が定める「時価のない有価証券の評価引当基準」に基づき、当該回収予想金額に応じて損失見積額を計上しております。

(2) 主要な仮定

投資先企業の実情（直近ファイナンスの状況、事業計画や予算に対する売上高・利益・その他重要業績評価指標（KPI）の達成状況、株式上場やトレードセール等の実現可能性、売却見込額、資金繰り、経営陣および取引先の状況等）を勘案の上、その損失見積額を計上しております。

また、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大やそれに伴う経済活動の停滞は、今後1年程度続き、その後収束すると仮定しております。

(3) 当事業年度の財務諸表に与える影響

見積りに用いた仮定の不確実性は高く、投資先企業の事業計画や予算に対する進捗の見通し等と実績に乖離が生じた場合や、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染状況やその経済環境への影響が変化した場合には、投資先企業の事業活動・資金調達活動等及び投資先株式等のEXITに大きな影響があるため、当事業年度の財務諸表において当該投資損失引当金に影響する可能性があります。

（中間貸借対照表関係）

前事業年度 （令和2年12月31日）		当中間会計期間 （令和3年6月30日）	
1. 発行する出資口数の総数	610口	1. 発行する出資口数の総数	610口
発行済出資口数	610口	発行済出資口数	610口

（中間損益計算書関係）

前中間会計期間 （自 令和2年1月1日 至 令和2年6月30日）		当中間会計期間 （自 令和3年1月1日 至 令和3年6月30日）	
1. 販売費及び一般管理費のうち主な費目及び金額は次のとおりです。		1. 販売費及び一般管理費のうち主な費目及び金額は次のとおりです。	
専門家報酬	904千円	消費税等	181,609千円
消費税等	111千円		

（金融商品関係）

前事業年度末（令和2年12月31日）

金融商品の時価等に関する事項

前事業年度末（令和2年12月31日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注2）参照）。

	貸借対照表計上額 （千円）	時 価 （千円）	差 額 （千円）
(1) 現金及び預金	94,021	94,021	-
(2) 有価証券	-	-	-
(3) 営業投資有価証券	-	-	-
資産計	94,021	94,021	-

（注1）金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金

短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 有価証券

有価証券の時価は取引金融機関等から提示された価格によっております。

(3) 営業投資有価証券

営業投資有価証券のうち、株式の時価は取引所の価格によっております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

	貸借対照表計上額 （千円）
営業投資有価証券に属するもの	
非上場株式(*1)	769,665
非上場内国・外国債券(*2)	-
その他(*3)	747,171

(*1)非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから「(3)営業投資有価証券」には含まれておりません。

(*2)非上場内国・外国債券については、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから「(3)営業投資有価証券」には含まれておりません。

(*3)その他は、主に投資事業組合もしくはリミテッド・パートナーシップへの出資であり、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもの等で構成されているため、「(3)営業投資有価証券」には含まれておりません。

当中間会計期間末（令和3年6月30日）

金融商品の時価等に関する事項

当中間会計期間末（令和3年6月30日）における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（注2）参照）。

	中間貸借対照表計上額 （千円）	時 価 （千円）	差 額 （千円）
(1) 現金及び預金	49,802	49,802	-
(2) 有価証券	-	-	-
(3) 営業投資有価証券	-	-	-
資産計	49,802	49,802	-

（注1）金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金

短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 有価証券

有価証券の時価は取引金融機関等から提示された価格によっております。

(3) 営業投資有価証券

営業投資有価証券のうち、株式の時価は取引所の価格によっております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

	中間貸借対照表計上額 （千円）
営業投資有価証券に属するもの	
非上場株式(*1)	686,846
非上場内国・外国債券(*2)	-
その他(*3)	534,704

(*1)非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから「(3)営業投資有価証券」には含まれておりません。

(*2)非上場内国・外国債券については、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから「(3)営業投資有価証券」には含まれておりません。

(*3) その他は、主に投資事業組合もしくはリミテッド・パートナーシップへの出資であり、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもの等で構成されているため、「(3)営業投資有価証券」には含まれておりません。

(有価証券関係)

前事業年度末（令和2年12月31日）

その他有価証券

	種類	貸借対照表 計上額（千円）	取得原価 （千円）	差額（千円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	営業投資有価証券に属するもの			
	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	-	-	-
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	営業投資有価証券に属するもの			
	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	-	-	-
	有価証券に属するもの			
	(1) 株式	-	-	-
(2) 債券	-	-	-	
(3) その他	-	-	-	
	小計	-	-	-
	合計	-	-	-

(注) 以下については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

区分	貸借対照表計上額（千円）
その他有価証券	
営業投資有価証券に属するもの	
非上場株式	769,665
非上場内国・外国債券	-
その他	747,171

当中間会計期間末（令和3年6月30日）

その他有価証券

	種類	中間貸借対照表 計上額（千円）	取得原価 （千円）	差額（千円）
中間貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	営業投資有価証券に属するもの			
	（1）株式	-	-	-
	（2）債券	-	-	-
	（3）その他	-	-	-
	小計	-	-	-
中間貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	営業投資有価証券に属するもの			
	（1）株式	-	-	-
	（2）債券	-	-	-
	（3）その他	-	-	-
	小計	-	-	-
	有価証券に属するもの			
	（1）株式	-	-	-
	（2）債券	-	-	-
（3）その他	-	-	-	
	小計	-	-	-
	合計	-	-	-

（注）以下については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

区分	中間貸借対照表計上額（千円）
その他有価証券	
営業投資有価証券に属するもの	
非上場株式	686,846
非上場内国・外国債券	-
その他	534,704

（1口当たり情報）

1口当たり純資産額

前事業年度 （令和2年12月31日）		当中間会計期間 （令和3年6月30日）	
1口当たり純資産額	1,278,100円	1口当たり純資産額	960,130円

1口当たり中間純利益又は中間純損失（ ）

前中間会計期間 （自 令和2年1月1日 至 令和2年6月30日）		当中間会計期間 （自 令和3年1月1日 至 令和3年6月30日）	
1口当たり中間純損失（ ）	258,668円	1口当たり中間純利益	12,023,989円

<SV3 - P>

(5)【(中間貸借対照表)】

(単位：千円)

	前事業年度 (令和2年12月31日)	当中間会計期間 (令和3年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	42,862	33,307
営業投資有価証券	686,306	552,701
投資損失引当金	241,373	241,373
流動資産合計	487,796	344,636
資産合計	487,796	344,636
負債の部		
流動負債		
未払金	124,368	69,132
流動負債合計	124,368	69,132
負債合計	124,368	69,132
純資産の部		
出資金	1 27,600,000	1 27,600,000
中間(当期)純利益又は中間(当期)純損失 ()	77,426	3,318,456
前期繰越利益又は前期繰越損失()	15,993,448	15,916,022
分配金	43,452,833	46,764,833
その他有価証券評価差額金	300,239	205,858
純資産合計	363,428	275,503
負債純資産合計	487,796	344,636

(6)【(中間損益計算書)】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 令和2年1月1日 至 令和2年6月30日)	当中間会計期間 (自 令和3年1月1日 至 令和3年6月30日)
売上高	-	4,278,632
売上原価	133,954	56,115
支払報酬	184	821,134
売上総利益又は売上総損失()	133,769	3,401,383
投資損失引当金繰入額(戻入額)	63,091	-
差引売上総利益又は差引売上総損失()	70,677	3,401,383
販売費及び一般管理費	1,735	1,82,741
営業利益又は営業損失()	71,412	3,318,641
営業外収益	-	-
営業外費用	174	184
経常利益又は経常損失()	71,587	3,318,456
中間純利益又は中間純損失()	71,587	3,318,456

【注記事項】

（継続企業の前提に関する注記）

本組合は、中間貸借対照表日の翌日から存続期限までの期間が1年未満ですが、現時点においては資産の回収に係る売買契約の締結等が確定していないため、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。本組合は、この状況を解消するための対応策として、資産の回収方針を検討しております。関係者との協議を行いながら進めている途上であるため、本組合は、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、中間財務諸表は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を中間財務諸表に反映しておりません。

（重要な会計方針）

項目	
1 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>その他有価証券 時価のあるもの 中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は部分純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。</p> <p>時価のないもの 移動平均法に基づく原価法を採用しております。</p>
2 投資損失引当金の計上基準	<p>投資損失引当金 当中間会計期間末現在に保有する有価証券の投資損失に備えるため、時価のない有価証券については、投資先企業の実情及び無限責任組合員の過去の売却実績（無限責任組合員が業務執行又は清算業務を行っている他の組合を含む）等を勘案の上、その損失見積額を「投資損失引当金」として計上しております。なお、中間損益計算書の「投資損失引当金繰入額（戻入額）」は、投資損失引当金の前事業年度末残高と当中間会計期間末残高の差額を記載しております。</p>
3 収益及び費用の計上基準	<p>売上高及び売上原価 売上高は、営業投資有価証券が売却された場合はその売却高を、営業投資有価証券による分配が行われた場合は分配時の評価額を計上しております。なお、分配時の評価額は、当該営業投資有価証券の発行会社が上場会社である場合は分配時前日又は同日直近の発行市場における最終の価額とし、未上場会社である場合は投資事業有限責任組合契約に基づき無限責任組合員が定める価額としております。</p> <p>売上原価は、売却及び分配を行った営業投資有価証券に対して移動平均法に基づく原価法によって計算した有価証券帳簿価額、支払手数料、支払報酬、営業投資有価証券償却損等を計上しております。</p>
4 その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>S V 3 - Pの存続期間 S V 3 - Pは、平成19年7月24日に設立され、平成29年12月31日まででしたが、本組合契約に従い、当該存続期限は2年間延長された後、有限責任組合員の総出資持分金額の3分の2以上の承認を得てさらに2年間延長され、令和3年12月31日までとなっております。</p> <p>売上総利益区分 営業投資有価証券の回収過程で発生する損益を確定したものと未確定のものに区分し、確定したものについては投資成果を、未確定のものについては保有に伴って生じる見込損失の変動状況をそれぞれ明確にするため、見込損失部分を除外した売上総利益区分を設け、その後に、投資損失引当金の前事業年度末残高と当中間会計期間末残高との差額を「投資損失引当金繰入額（戻入額）」として、また、時価のある営業投資有価証券については、中間会計期間末において時価が取得原価を下回る金額から前事業年度末における当該金額を控除した純額を「部分純資産直入法に基づく営業投資有価証券評価損（戻入益）」として区分表示しております。</p>

<p>税金等</p> <p>本組合は投資事業有限責任組合契約に関する法律上の投資事業有限責任組合であるので、組合員各自が税金を負担することになります。よって、当組合自身の税金の引当はしておらず、中間損益計算書の販売費及び一般管理費に消費税等・源泉所得税等を費用として計上しております。消費税等の会計処理は税抜方式を採用しております。</p> <p>投資事業有限責任組合への出資金の会計処理</p> <p>投資事業有限責任組合への出資金の会計処理は、組合の事業年度の財務諸表及び事業年度の中間会計期間に係る中間財務諸表に基づいて、組合の資産・負債・収益・費用を、出資持分割合に応じて合算しております。</p>

（追加情報）

（重要な会計上の見積もり）

投資損失引当金

当中間財務諸表に計上した金額

投資損失引当金 241,373千円

識別した項目に係る重要な会計上の見積もりの内容に関する情報

(1) 算出方法

投資損失引当金は、「注記事項（重要な会計方針）2 投資損失引当金の計上基準」に会計方針として記載のとおり、当中間会計期間未現在に保有する有価証券の投資損失に備えるため、時価のない有価証券については、投資先企業の実情および無限責任組合員の過去の売却実績（無限責任組合員が業務執行又は清算業務を行っている他の組合を含む）等を勘案の上、その損失見積額を計上しております。損失見積額の算出にあたっては、個別投資先ごとに入手することができる直近の実績データを収集し、業績悪化の程度や資金調達の状況を踏まえて、今後1年程度は事業運営することができる資金力（業績回復も含む）をベースとし当該有価証券の回収予想金額を算出しております。

その結果、無限責任組合員が実施する評価に係る会議において、当該有価証券の回収予想金額が取得原価の70%を下回る可能性が高いと判断する場合には、無限責任組合員が定める「時価のない有価証券の評価引当基準」に基づき、当該回収予想金額に応じて損失見積額を計上しております。

(2) 主要な仮定

投資先企業の実情（直近ファイナンスの状況、事業計画や予算に対する売上高・利益・その他重要業績評価指標（KPI）の達成状況、株式上場やトレードセール等の実現可能性、売却見込額、資金繰り、経営陣および取引先の状況等）を勘案の上、その損失見積額を計上しております。

また、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大やそれに伴う経済活動の停滞は、今後1年程度続き、その後収束すると仮定しております。

(3) 当事業年度の財務諸表に与える影響

見積りに用いた仮定の不確実性は高く、投資先企業の事業計画や予算に対する進捗の見通し等と実績に乖離が生じた場合や、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染状況やその経済環境への影響が変化した場合には、投資先企業の事業活動・資金調達活動等及び投資先株式等のEXITに大きな影響があるため、当事業年度の財務諸表において当該投資損失引当金に影響する可能性があります。

（中間貸借対照表関係）

前事業年度 （令和2年12月31日）		当中間会計期間 （令和3年6月30日）	
1. 発行する出資口数の総数	276口	1. 発行する出資口数の総数	276口
発行済出資口数	276口	発行済出資口数	276口

（中間損益計算書関係）

前中間会計期間 （自 令和2年1月1日 至 令和2年6月30日）		当中間会計期間 （自 令和3年1月1日 至 令和3年6月30日）	
1. 販売費及び一般管理費のうち主な費目及び金額は次のとおりです。		1. 販売費及び一般管理費のうち主な費目及び金額は次のとおりです。	
専門家報酬	633千円	消費税等	82,185千円

（金融商品関係）

前事業年度末（令和2年12月31日）

金融商品の時価等に関する事項

前事業年度末（令和2年12月31日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（注2）参照）。

	貸借対照表計上額 （千円）	時 価 （千円）	差 額 （千円）
(1) 現金及び預金	42,862	42,862	-
(2) 有価証券	-	-	-
(3) 営業投資有価証券	-	-	-
資産計	42,862	42,862	-

（注1）金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金

短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 有価証券

有価証券の時価は取引金融機関等から提示された価格によっております。

(3) 営業投資有価証券

営業投資有価証券のうち、株式の時価は取引所の価格によっております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

	貸借対照表計上額 （千円）
営業投資有価証券に属するもの	
非上場株式(*1)	348,241
非上場内国・外国債券(*2)	-
その他(*3)	338,064

(*1)非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから「(3)営業投資有価証券」には含まれておりません。

(*2)非上場内国・外国債券については、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから「(3)営業投資有価証券」には含まれておりません。

(*3) その他は、主に投資事業組合もしくはリミテッド・パートナーシップへの出資であり、組合財産が非上場株など時価を把握することが極めて困難と認められるもの等で構成されているため、「(3)営業投資有価証券」には含まれておりません。

当中間会計期間末（令和3年6月30日）

金融商品の時価等に関する事項

当中間会計期間末（令和3年6月30日）における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注2）参照）。

	中間貸借対照表計上額 （千円）	時 価 （千円）	差 額 （千円）
(1) 現金及び預金	33,307	33,307	-
(2) 有価証券	-	-	-
(3) 営業投資有価証券	-	-	-
資産計	33,307	33,307	-

（注1）金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金

短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 有価証券

有価証券の時価は取引金融機関等から提示された価格によっております。

(3) 営業投資有価証券

営業投資有価証券のうち、株式の時価は取引所の価格によっております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

	中間貸借対照表計上額 （千円）
営業投資有価証券に属するもの	
非上場株式(*1)	310,769
非上場内国・外国債券(*2)	-
その他(*3)	241,931

(*1)非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから「(3)営業投資有価証券」には含まれておりません。

(*2)非上場内国・外国債券については、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから「(3)営業投資有価証券」には含まれておりません。

(*3) その他は、主に投資事業組合もしくはリミテッド・パートナーシップへの出資であり、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもの等で構成されているため、「(3)営業投資有価証券」には含まれておりません。

(有価証券関係)

前事業年度末（令和2年12月31日）

その他有価証券

	種類	貸借対照表 計上額（千円）	取得原価 （千円）	差額（千円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	営業投資有価証券に属するもの			
	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	-	-	-
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	営業投資有価証券に属するもの			
	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	-	-	-
	有価証券に属するもの			
	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	-	-	-
合計		-	-	-

(注) 以下については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

区分	貸借対照表計上額（千円）
その他有価証券	
営業投資有価証券に属するもの	
非上場株式	348,241
非上場内国・外国債券	-
その他	338,064

当中間会計期間末（令和3年6月30日）

その他有価証券

	種類	中間貸借対照表 計上額（千円）	取得原価 （千円）	差額（千円）
中間貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	営業投資有価証券に属するもの			
	（1）株式	-	-	-
	（2）債券	-	-	-
	（3）その他	-	-	-
	小計	-	-	-
中間貸借対照表計上額 が取得原価を超えない もの	営業投資有価証券に属するもの			
	（1）株式	-	-	-
	（2）債券	-	-	-
	（3）その他	-	-	-
	小計	-	-	-
	有価証券に属するもの			
	（1）株式	-	-	-
	（2）債券	-	-	-
（3）その他	-	-	-	
	小計	-	-	-
	合計	-	-	-

（注）以下については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

区分	中間貸借対照表計上額（千円）
その他有価証券	
営業投資有価証券に属するもの	
非上場株式	310,769
非上場内国・外国債券	-
その他	241,931

（1口当たり情報）

1口当たり純資産額

前事業年度 （令和2年12月31日）		当中間会計期間 （令和3年6月30日）	
1口当たり純資産額	1,316,768円	1口当たり純資産額	998,203円

1口当たり中間純利益又は中間純損失（ ）

前中間会計期間 （自 令和2年1月1日 至 令和2年6月30日）		当中間会計期間 （自 令和3年1月1日 至 令和3年6月30日）	
1口当たり中間純損失（ ）	259,374円	1口当たり中間純利益	12,023,394円

独立監査人の中間監査報告書

令和3年12月6日

ジャフコ・スーパーV3 - A号投資事業有限責任組合
無限責任組合員
ジャフコ グループ株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 津村 健二郎
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「組合等の経理状況」に掲げられているジャフコ・スーパーV3 - A号投資事業有限責任組合の令和3年1月1日から令和3年12月31日までの第15期事業年度の中間会計期間（令和3年1月1日から令和3年6月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ジャフコ・スーパーV3 - A号投資事業有限責任組合の令和3年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（令和3年1月1日から令和3年6月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、無限責任組合員及び投資事業有限責任組合から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、組合は、中間貸借対照表日の翌日から存続期限までの期間が一年未満となったものの、当該期間内での資産の回収が完了されないおそれがある状況であるため、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。中間財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は中間財務諸表に反映されていない。

当該事象は当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、投資事業有限責任組合は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

無限責任組合員及び投資事業有限責任組合と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

令和3年12月6日

ジャフコ・スーパーV3 - B号投資事業有限責任組合
無限責任組合員
ジャフコ グループ株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 津村 健二郎
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「組合等の経理状況」に掲げられているジャフコ・スーパーV3 - B号投資事業有限責任組合の令和3年1月1日から令和3年12月31日までの第15期事業年度の中間会計期間（令和3年1月1日から令和3年6月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ジャフコ・スーパーV3 - B号投資事業有限責任組合の令和3年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（令和3年1月1日から令和3年6月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、無限責任組合員及び投資事業有限責任組合から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、組合は、中間貸借対照表日の翌日から存続期限までの期間が一年未満となったものの、当該期間内での資産の回収が完了されないおそれがある状況であるため、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。中間財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は中間財務諸表に反映されていない。

当該事象は当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、投資事業有限責任組合は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

無限責任組合員及び投資事業有限責任組合と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

令和3年12月6日

ジャフコ・スーパーV3 - P号投資事業有限責任組合

無限責任組合員

ジャフコ グループ株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 津村 健二郎

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「組合等の経理状況」に掲げられているジャフコ・スーパーV3 - P号投資事業有限責任組合の令和3年1月1日から令和3年12月31日までの第15期事業年度の中間会計期間（令和3年1月1日から令和3年6月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ジャフコ・スーパーV3 - P号投資事業有限責任組合の令和3年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（令和3年1月1日から令和3年6月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、無限責任組合員及び投資事業有限責任組合から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、組合は、中間貸借対照表日の翌日から存続期限までの期間が一年未満となったものの、当該期間内での資産の回収が完了されないおそれがある状況であるため、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。中間財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は中間財務諸表に反映されていない。

当該事象は当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、投資事業有限責任組合は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

無限責任組合員及び投資事業有限責任組合と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上